

内部通報制度について

職員及びその他関係者は、内部通報対象行為がある場合は、内部通報・相談窓口はその旨を通報することができます。

通報の処理にあたっては、通報者の秘密を守りながら必要な調査を行うとともに、是正・再発防止を行うことで、組織の自浄作用の向上を図ります。

目 的

職員及びその他関係者からの通報を適切に処理するため、通報処理に係る基本的事項を定めることにより、市としてとるべき措置を確立し、通報者の保護を図り、不正防止の自浄作用の向上を図ります。

内部通報対象行為

本市（※1）の事務事業に関する下記のいずれかに該当する行為の事実が生じ、又はまさに生じようとしていると考えられる場合であって、所属長やその上司、各部局の人事・総務担当部署への相談等、他の方法では当該内部通報対象行為の是正・防止が行い難いと考えられる場合

- ① 法令（条例、規則等を含む）に違反する行為
 - ☞ 談合、収賄、手当の不正受給、職務外での個人情報閲覧 等
- ② 職務の執行に当たって遵守すべき、要綱、要領その他の業務に関する規程又は職務上の命令に違反する行為
 - ☞ 見積書を特定業者に取りまとめさせる行為、パワハラ、セクハラ 等

※1 市長の事務部局、消防局、水道局、交通局、教育委員会その他行政委員会の事務部局、市会事務局（教育委員会にあつては、教育機関を含む）

※2 当局により調査が行われている（又は予定されている）事案や、既に訴訟が提起されている事案など、上記①～②に該当しても、対象外となる場合があります。

内部通報を行える者

本市の職員（任期付職員、会計年度任用職員等を含む）に加え、国、都道府県、他の市町村、外郭団体等に派遣されている職員及び株式会社へ退職派遣されている職員や、本市との請負契約その他の契約先の事業者又はその従事者、公の施設の指定管理者又はその従事者、派遣労働者が通報することができます。

また、退職者でも、在職中の内部通報対象行為に関して通報することができます。

通報の基本原則

- ① 通報及び相談を行ったことを理由とした不利益取扱を受けません（違反通報である場合を除く）。不利益取扱を受けたときは、是正を申し出ることができます。
 - ② 通報に関する秘密は守られます。
 - ③ 通報にあたっては、氏名及び所属を明らかにする必要があります。
- ※ 内部通報の通報・相談先となる「内部通報・相談窓口」は、外部の弁護士に委託しています。
通報者の氏名を含む個人情報については、原則として「内部通報・相談窓口」限りとなり、本人の承諾なく、行財政局行政管理課を含めた市当局側に伝達されることはありません。

不服等の申立て

内部通報に係る調査（未実施含む）や是正措置等に関して不服等がある場合は、それらについての通知を受け取ってから30日以内であれば、具体的理由を記載した書面により、内部通報・相談窓口に対して不服等の申立てを行うことができます。

不服等の申立てを受けた案件の取扱いに際しては、第三者である内部通報制度委員の意見を聴取したうえで再度検討し、決定します。

内部通報・相談窓口

工藤 涼二 弁護士（くどう法律事務所）

長谷部 信一 弁護士（神陵法律事務所）

種谷 有希子 弁護士（新神戸法律事務所）

【Eメール】 nt@lawyer-kobe.jp

※ 内容の正確な把握等のため、原則として通報はEメールで行ってください。
なお、Eメールの内容は、上記弁護士のみが確認できます。

【電話番号】 331-7270

受付時間：月～金 9:30～17:00（祝祭日を除く）

ご連絡の際には神戸市の内部通報である旨お知らせください。

※ 電話の内容は、長谷部弁護士（神陵法律事務所）にて対応させていただいた後に担当弁護士を決定します。

【郵送先】

・くどう法律事務所 〒650-0015 神戸市中央区多聞通4丁目4番13号
歩11番館301

・神陵法律事務所 〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号
神戸クリスタルタワー21階

・新神戸法律事務所 〒650-0038 神戸市中央区西町35番地
三井神戸ビル2階

※「神戸市公益通報取扱要綱」については神戸市ホームページ及びイントラネットで参照できます。

令和4年4月

神戸市行財政局行政管理課